

# 会 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の定款（以下「定款」という。）第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(正会員の会費)

第2条 定款第7条第1項により正会員が負担する会費は、各会員（地方協議会）を構成する単位PTAの5月1日現在の児童生徒数に10円を乗じた金額とし、毎年9月10日までに年額の2分の1を、12月20日までに残額を納入する。

2 前項の単位PTAとは、公立小中学校ごとに組織された保護者と教師を中心とした会（PTA、育友会、保護者と教師の会等）をいう。

(賛助会員の会費)

第3条 定款第7条第2項により賛助会員が負担する賛助会費は次のとおりとし、この法人が指定する方法で一年分を一括納入する。

(1) 個人 (年額1口) 金10,000円

(2) 法人または団体 (年額1口) 金50,000円

(会費の減免)

第4条 大規模災害の被災地域の正会員については、総会の議決を経て、会費を減免することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

## 附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和元年6月21日から施行する。